

阿久根大島謎解きウォーキングイベント業務委託仕様書

1 基本事項

- (1) 業 務 名 阿久根大島謎解きウォーキングイベント業務委託
- (2) 履 行 場 所 阿久根市波留地内（阿久根大島公園）
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和4年1月31日（月）まで
- (4) 委託価格の上限 2,998千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 目的

「快水浴場百選」や「日本の名松百選」に選定された阿久根県立自然公園に属する阿久根大島の観光は主に海水浴であるが、近年、台風接近に伴う渡船の運休や天候不良による海水浴客の減少により、夏場の観光客数が減少している。阿久根大島へはフェリーに乗って約10分で渡ることができ、気軽に非日常を体験することできるポテンシャルを持っている。市としては、冬場の船が欠航する時期を除く阿久根大島の周年観光を目指しており、海水浴に限らず、近年高まっているアウトドア需要やウェルネス志向に対して阿久根大島の利用促進を図るため、10月に阿久根大島でのウォーキングイベントを実施する。

3 イベント概要及び業務内容

阿久根大島謎解きウォーキングイベントの企画・立案・運営及び参加者へのアンケート調査による観光ニーズの調査・報告

- (1) 開催時期
令和3年10月中旬（予定）
- (2) 開催場所
阿久根市波留地内（阿久根大島公園）
- (3) 参加対象
未就学児は保護者同伴とするなど、安全を考慮した設定とし、概ね200名程度の参加者数を見込むこと。
- (4) 参加料
参加料は無料とすること。
- (5) 移動手段
阿久根大島へ渡航する手段は、共同フェリー株式会社のフェリーを利用すること。
- (6) コース
阿久根大島一周コース（約4km）とし、コース案内板等を設置すること。
- (7) 人員配置
参加者の安全に配慮するため、スタッフの配置を適宜行うこと。

(8) 保険加入

イベントの開催に当たって、参加者の人数に応じたレクリエーション保険に加入すること。

(9) 参加者配布用品

ア コース案内チラシ，ゼッケン，記念品（特産品）及び飲料の準備を行い，参加者へ配布すること。

イ 記念品（特産品）の準備にあつては，阿久根市商工観光課と受託者で協議の上，選定すること。

(10) 参加者募集・受付

ア チラシ，ポスター，新聞折込，広告宣伝，インターネット等の広告媒体を活用することにより広く募集を行い，受付を行うこと。

イ 上記広告物の制作にあつては，阿久根市商工観光課が1回以上校正し，校了の上，配布等を行うこと。

(11) 制作・設営・設置等

ア 本部・受付・おもてなしスポットの設営・撤去

イ コース案内板，謎解き問題パネル，受付誘導看板の制作・設置・撤去

ウ アンケートの制作・配布・回収

(12) 成果物の提出

本事業完了報告書 1部及びデーター一式

ア 参加者募集・受付で制作したチラシ等

イ アンケートによる観光ニーズ調査報告書

ウ その他関係資料（現場写真等）

(13) その他

参加者数が予定した人数に満たなかった場合，保険加入及び参加者配布用品の減少分を参加者配布用品の記念品（特産品）の経費に充てるなど，阿久根市商工観光課と協議の上，柔軟に対処すること。ただし，参加者数が大幅に不足する場合を除く。

4 事業管理及び報告

(1) 業務実施計画書の作成

業務全体の管理方法，体制，計画等を記載した業務実施計画書について，契約締結後2週間以内に作成及び提出し，阿久根市商工観光課の承認を得ること。

(2) 受託者は，業務の履行期間において，阿久根市商工観光課から進捗の状況及びその内容について，報告を求められた場合は，遅滞なく報告すること。

(3) 本業務を完了したときは，当該委託業務の実績報告書を作成し，速やかに提出すること。

5 事故防止と安全対策

- (1) 作業の実施に当たっては、事故等が発生しないよう十分に注意すること。
- (2) 災害や事故等が発生した場合などの緊急時対応については、業務に従事する者への指導・周知を徹底すること。また、緊急事態が生じた際には、医療機関等への連絡を行うなど速やかに措置を講じるとともに、阿久根市商工観光課へ報告すること。
- (3) 業務の実施中に生じた事故並びにその業務により生じた事故及び損害については、受託者の負担と責任において対応すること。

6 その他

- (1) 本業務に係る一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が示す「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づき、感染症対策を徹底すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴い、本業務の中止又は開催時期の変更が必要となった場合は、これに応じること。
なお、これらの措置に伴い、契約内容に変更が生じる場合には、阿久根市商工観光課と協議の上、変更する。
- (4) 移動手段のフェリーについては、共同フェリー株式会社と協議し、フェリーの移動経費及び渡航費を委託料に含めることとする。
- (5) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
また、受託者は本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、阿久根市個人情報保護条例（平成15年条例第32号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときには、阿久根市商工観光課と協議の上、定めるものとする。

7 問い合わせ先

阿久根市役所 商工観光課観光推進係

担 当：宮田（みやた）

電 話：0996-73-1114

FAX：0996-72-2029

e-Mail：kankosuishin@city.akune.kagoshima.jp

阿久根市全図

1:50,000 地形図



鹿児島県 阿久根市役所